

川崎都市計画通路の決定（川崎市決定）

都市計画通路を次のように決定する。

名 称		位 置		区 域		備 考
番 号	通 路 名	起 点	終 点	幅 員	延 長	
1	川崎駅北口自由通路線	川崎市 川崎区 駅前本町	川崎市 幸区 堀川町	10m	約230m	
立体的な範囲		川崎市川崎区駅前本町・川崎市幸区堀川町の区間において、立体的範囲を定める（延長約160mの区間を対象）				

「区域及び立体的な範囲は計画図表示のとおり」

理 由 書

川崎都市計画通路の決定（1号 川崎駅北口自由通路線の決定）

川崎駅周辺地区は、本市における新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」において、既存の高い商業・業務機能の集積を活かしながら、本市の中心的な広域拠点として、その機能強化を推進し、今後も、羽田空港の再拡張・国際化に対応した都市機能の再編整備の適切な誘導や、広域的な集客機能などを備えた活力と魅力にあふれた広域拠点の形成を推進する地区として位置づけられております。

また、同地区においては、風格ある川崎の新たな顔づくりの実現を目的として策定された、「川崎駅周辺総合整備計画」に基づいて各種事業が展開されており、JR川崎駅西口地区における、民間活力を活かした再開発事業による商業・業務・文化施設及び都市型住宅への土地利用転換とあわせた都市基盤施設の整備推進や、川崎駅東口地区における、駅前広場再編整備や周辺商業施設のリニューアルが進み、今後も更なる来訪者の増加が見込まれています。

そこで、将来における川崎駅東西自由通路の混雑緩和と歩行者通行の分散、駅周辺の回遊性強化と利便性向上を図るため、都市計画通路1号川崎駅北口自由通路線の都市計画決定を行うとともに、当該施設の一部について、立体的な範囲を都市計画に定めるものです。